

第 251 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	2023 年（令和 5 年）9 月 13 日（水曜日） 午後 3 時から午後 4 時
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、多田 稔、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	池田 孝雄、新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、 山本 圭吾（水産技術センター）
5. 事務局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	(1) 漁業許可の公示 (2) さかなかご漁業の取扱い
7. 議事概要 事務局 (大道書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 251 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思います。</p> <p>その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。</p> <p>本日は、村上委員が欠席となっております。結果、委員 9 名に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業許可の公示 ・さかなかご漁業の取扱い <p>の 2 件でございます。</p> <p>それでは、今井会長、議事の進行、よろしく申し上げます。</p>
今井会長	<p>ただ今から、第 251 回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、岡会長職務代理と田中委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p>

	<p>議題1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (吉見技師)</p>	<p>大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。</p> <p>まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から5つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2ページ目の下部の第11条が根拠条文となります。</p> <p>本条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。</p> <p>また、次ページにあります、同条第3項により、制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。</p> <p>それでは、海区委員会資料1をご確認いただき、1枚めくっていただいた参考資料1-1の諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。</p> <p>1枚戻っていただいて、海区委員会資料1をご覧ください。表にあります通り、たこつぼ漁業1件、あなごかご漁業1件、潜水器漁業1件について、新規許可の要望が出ております。</p> <p>申請すべき期間については、許認可方針通り、2か月間としております。</p> <p>なお、令和5年7月6日付けで府内沿岸漁協宛てに通知しました刺網漁業等の操業に係る緊急措置に基づき、囲刺網漁業、さわら流網漁業、つばす・すずき流網漁業、刺網漁業の新規許可の要望は引き続き、受付を停止しております。</p> <p>また、かご漁業については、本委員会の諮問を頂いた後、令和5年7月31日付けで大阪府漁業調整規則を改正しておりますので、今後の新規許可については、対船許可として取り扱います。ただし、7月30日以前に対人許可として許可証の発行を受けた方については、その許可の有効期間満了日まで対人許可として取り扱います。</p> <p>そのため、しばらくの間、対船許可と対人許可のかご漁業が混在することとなりますが、許可証には対船・対人の別を明記することにより、取扱いの誤りがないように気をつけて運用していく予定です。</p>

	<p>す。今回のあなごかご漁業は、規則改正後初めての対船許可となります。</p> <p>漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1－2に掲載しております。</p> <p>説明については以上です。</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p>
各委員	(質疑等なし)
今井会長	<p>特にご質問等が無いようですので、議題1については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
今井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、水産課の案のとおり承認することとします。</p> <p>事務局から答申案をお願いします。</p>
事務局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
今井会長	<p>ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
今井会長	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。</p> <p>それでは、次の議題に入ります。</p> <p>議題2、「さかなかご漁業の取扱い」について、審議をお願いしたいと思います。</p> <p>はじめに、さかなかご漁業に係る委員会指示の発出経緯等について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局
(久保補佐)

大阪府水産課の久保です。

委員会資料2-1をご覧ください。

これまでも毎年この時期に、さかなかご漁業の委員会指示について審議いただいています。

経緯としては、過去からさかなかご網が操業されていましたが、平成5年頃に直径2～3mの円筒形のかご網が南部で使われ始め、中北部に広がっていきました。1辺3m近くの方形かごが使用されてきました。刺網や他のかご網などの上に設置されると、非常に重くウインチがないとあげられず、漁業調整上の問題になりました。

また、3m角型を港湾内で使用されると、一般船舶の航行や繫留の支障になることも報告されました。漁業調整上もこうした大型かごを無免許で長期間使用されると、小型定置網のようなものとなり、無許可で行えるのは問題があるという意見が出ました。

この問題を受けて、まずは委員会でさかなかごの状況をどうするかと審議されました。その結果、自由漁業のさかなかごの実態を調査し、大きさや操業場所を規制する指示を出し、それが守られれば自由漁業のかご網を許可漁業にしなくてもよいのではないかと考えました。

委員会指示で規制を出し、様子をみていくことになりました。平成5年頃に使われた漁具が非常に大きいということで、さかなかごのサイズを1m以内にする、そこかしこで操業されないように地先漁業権内に限定することとしました。

第1回目は平成6年10月1日に発出し、9月30日までの1年として、それ以後1年ごとに指示を継続しています。

これまでも許可制に移行してはどうかという議論もありました。令和3年にも許可制の議論が起き、これまでさかなかごが操業されている南部8漁協と中部1漁協を中心に調査しました。また、令和4年に鍋島専門委員とともに中北部も含めた全漁協を調査しました。水産課でも把握できていなかった北部での使用状況が分かりましたが、操業人数が少なく、個数も少なかったです。令和3年に問題になっていた項目である設置場所についても、漁業者が誤解していたことがあり、これを是正していただきました。

令和4年に審議していただいた結果、使用数も少なく、隣接漁協とのトラブルもなく、許可制に移行しなくてもよいだろうと判断され、委員会指示を継続することになり、本日に至っています。

<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、委員会が指示を出すかどうかを検討する材料として、さかなかご漁業の実態調査を例年、鍋島専門委員と水産課で行っていただいています。</p> <p>その調査結果について、鍋島専門委員から説明をいただきたいと思います。その後、さかなかご漁業の委員会指示についてご審議いただきたいと思います。</p> <p>鍋島専門委員、よろしくお願いします。</p>
<p>鍋島専門委員</p>	<p>令和5年度さかなかご漁業実態調査の結果について、参考資料2-1と2-2により報告いたします。</p> <p>調査は7月11日から14日までの4日間、水産課職員と一緒に、さかなかごを操業する大阪府南部8漁協を伺い、漁業者から使用漁具、操業海域、操業方法、漁獲物等の漁業実態等を聞き取りました。</p> <p>現在使用されているさかなかごは、その形状から円柱形、円錐台形、箱型、ドーム型、UF0型、多角形型、折り畳み式楕円形、かまぼこ型の8種類のかご網があります。</p> <p>円柱形は8漁協が使用しています。円錐台形は上部の径が小さく、製作が難しいため数が減少傾向にあり、1漁協のみが使用し、直径は60~100cmです。漁協により使い方が異なり、最も多いのは春からツゲの枝を入れてこういか漁に使用し、いか漁終了後の6月頃から秋まではカサゴ、メバル等のさかなかごとして使用し、9月からはカワハギ漁に使用します。カワハギが獲れなくなると、さかなかごとして使用します。</p> <p>箱型は1漁協が使用し、メバル・カサゴ・タコなどを漁獲します。ドーム型は1漁協が秋のカワハギ漁で使用しています。</p> <p>多角形、こちらは八角形のもので、径94~100cmで1漁協の2人が使用されていました。コウイカやカワハギを獲る時は、高さ40cmのものを、それ以外では30cmのものを使用しています。</p> <p>UF0型は、中央の支柱を立てて成形する折り畳み式のもので、タコを主な漁獲対象とします。さかなかごとして使用することもあります。</p> <p>折り畳み式楕円形は長辺60~98cm、高さ30~80cmで5漁協が使用しています。一昨年に南部で100cmを越えるものが見られましたが、使用基準を再通知して周知を図り、現在使用されておらず、九州の業者から新たに98cmのものを購入のうえ使用していました。</p>

かまぼこ形はコウイカ・カワハギ漁に使われています。円錐台形よりも作るのが困難であり、現存数が減少しています。

使用数が多いのは円柱形、UF0形、楕円形折り畳み式でした。

各漁協の状況について、参考資料2-2をもとに説明します。

A漁協は、例年、円柱形をいかかご・さかなかごに使用しています。今年度はさかなかごをしない可能性もあるとのことでした。

いかかご1人、たこかご3人で、150~200mにかごを5個つけ、海底の平場に10筋入れて週に2回揚げます。近年キジハタが増え、平場でよく入ります。クロダイやハモもよく入ります。

今年はコウイカが少ないものの高価格で売れたとのことでした。春に大きなタコが獲れましたが、夏以降は漁獲が少ないようです。ヒラメの漁獲も増えてきました。

B漁協は、円柱形、楕円形折り畳み式、箱形を使用しています。2人が4月~12月にさかなかごとして入れて、網が汚れてきたら洗って入れ直すという方法で使用しています。今年は春に大きなタコが入ったものの、それ以降マダコの漁獲は少ないようです。

C漁協は、円柱形をさかなかご、楕円形をたこかごに使用し、大きさは98cm以下でした。さかなかご3人・こうべかご1人・たこかご5人です。かごの寿命は3年で、入手が難しくなってきたとのこと、枠だけでも1.2~1.5万円します。

今年はマダコが少ないです。メバル、カサゴがこの頃減っているものの、キジハタは入ります。昔は潜堤の集魚効果が高かったものの、近年潜堤が砂に埋って浅くなり、漁獲が減りました。

D漁協は、円柱形、UF0形、折り畳み式楕円形、折り畳み式四角形、かまぼこ形を使用しています。ツゲを使用してイカを漁獲しようとするものの、量は少ないです。

ユウレイクラゲが6月から多いものの、クラゲを食べるカワハギやウマヅラハギの姿は見えません。

一昨年に自作された箱型1.5mは、港に放置され、雑草が中から生えており、使用されていないことを確認しました。1m越えの楕円形もあったが、使用されず積まれた状態でした。いかかご、さかなかごとして、新たに1m以内の折り畳み式楕円形を購入のうえ使用していました。

E漁協は、円柱形、円錐台形、UF0形、折り畳み式楕円形を使用しています。1mを超えた楕円形かごは使われず、今年は九州の業者から1m以下のかごを購入して使用していました。

	<p>メバルがかなり減ったとのことでした。</p> <p>F漁協は、円柱形、UF0形、四角形を使用しています。さかなかごをされているのは5人です。カサゴやメバルが少ないものの、近年はハモがよく入ります。キジハタ、アイゴが増加し、メバル、カサゴ、スズキ、イセエビが減りました。</p> <p>G漁協は、多角形・折り畳み式楕円形・円柱形・四角形・UF0形を使用しています。3人がさかなかごを使用しています。さかなかごは6月からほぼ周年操業します。</p> <p>カサゴは少し獲れるものの、メバルが激減しています。藻場をもっと増やしてほしいとのことでした。最近では、魚が少ないため、テングサを獲って売っているとのことでした。カジメなどの海藻がなくなると、アワビがほとんど獲れなくなってしまうのではと危惧されていました。</p> <p>H漁協は、円柱形、UF0形、折り畳み式楕円形の3種類を使用しています。いかかごを1人が、さかなかごを3人が、たこかごを2人が使用しています。さかなかご・たこかごは餌を入れ、3日に1回取り揚げます。タコは例年より少なめだが獲れてはいるようです。200～300gの小さなタコは再放流しています。</p> <p>メバル、カサゴは減少傾向にあるため、他県から稚魚を購入して放流しています。メバル、カサゴ、マダコの産卵期は網を入れず、小型個体は放流しています。魚の保護について努力されているとのことでした。</p> <p>昨年は1mを超えるかご網も見られましたが、今年は1m以下のかご網を使用されていることを確認いたしました。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず、今回の実態調査の結果を受けて、かご漁業全体を許可制とすることに関する水産課の考えを確認した後、意見交換をさせていただきたいと思います。</p> <p>水産課はどのように考えておられますか。</p>
<p>水産課 (久保補佐)</p>	<p>先ほど経緯の説明のとおり、直近では令和3年に許可制移行の議論があり、昨年全漁協に調査をさせていただきました。</p> <p>その調査の結果を踏まえてご審議いただいた結果、委員会指示の継続をお願いしました。</p> <p>鍋島専門委員の説明のとおり、今年も7月半ばに我々も同行のう</p>

	<p>え調査しましたが、昨年と特に変わった事例はありませんでした。そのため、例年通り委員会指示という考えを持っていました。</p> <p>委員会参考資料2-3をご覧ください。</p> <p>鍋島専門委員のご協力のもと、南部8漁協で7月中旬に調査を行いました。</p> <p>その後、7月25日付であなごかご漁業資源管理部会から全漁協向けに依頼文が送付されました。あなごかごは操業時間や使用漁具などの制限を設けています。この範囲の中で操業されているものの、近年に漁業に就業された方が、さかなかごが「自由漁業」であるということで、自由漁業の意味や海区委員会指示が出ていることを理解せずに行い、あなごかごの上に網を設置したことで、北部の海域でトラブルになりました。</p> <p>このような状況を調査したところ、前回北部海域での刺網で実際にはサゴシを獲っていた方が、サゴシが8月に瀬戸内海の奥部の播磨灘から広島県へ移動して獲れなくなったので、代わりにかご網でキジハタを獲ろうとしていることが判明しました。</p> <p>この原因は、刺網の問題もそうですが、許可漁業であっても許可条件を事細かく規定していませんし、さかなかご漁業は自由漁業ということで、委員会指示が出ていることを知らない方が増えてきたためと考えています。</p> <p>そのため、各組合にさかなかごの海区委員会指示の周知を徹底してもらい、委員会指示を理解してしっかり守って操業してもらえれば、問題はなく、許可漁業にする必要はないかと考えています。</p> <p>来年にも実態調査を行い、トラブルがあるようであれば、許可制移行について改めて審議をいただくということで、今年も一旦委員会指示を発出していただきたいと考えています。</p>
<p>今井会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>水産課としては、今年も、さかなかご漁業については委員会指示で一定の制限を指示して欲しいとのことでした。</p> <p>委員会の指示については、水産課もその周知に努めていただき、その上で、トラブルが見受けられるようであれば、実態を把握し、改めて許可制とすることを検討していくということでした。</p> <p>みなさん、何か意見ございますでしょうか。</p>
<p>津本委員</p>	<p>あなごかご網と刺網の委員として話を聞かせていただいています。</p>

	<p>す。これらを操業している漁協としては、かご網が許可制になると困る話だと思います。北部の堺では誰もしておらず、湾奥より南での話ですね。</p>
奥 委員	<p>単協ごとに考え方がばらばらです。かご網でない他業種の人から許可制にしたらどうかという意見が聞こえてくる。これをやっている小職の人の意見ではない。</p>
津本委員	<p>これはあなごかごの人からの意見ですね。</p>
樋口委員	<p>さかなかごとっているが、たこかごなどを含めてのかご網を指しているのか。さかなかごだけの話か。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>あなごかご漁からの要望は、さかなかごという範疇で行う漁業は、自由漁業としてやっているかごに対しての意見として聞いています。明らかな差異はありません。自由漁業としてやっているものについてです。</p>
津本委員	<p>あなごかご漁をやっていて、あなごかごの上にさかなかごを載せられると、かごを揚げられなくなる。許可漁業として、操業時間及び漁具等の規制の中でやっているの、時間内に帰港できなくなると、海上保安庁から指導を受けることになる。指導されて捕まったらどうしてくれるとは言わないものの、次々と指導されるようになると、やりにくいことになる。</p>
岡 委員	<p>あなごかご漁は時間が決められてるからな。</p>
樋口委員	<p>たこかごなどが問題かも。その辺が解らない。</p>
津本委員	<p>南部の人は指示を守っていると思います。昔からしているので隣接する組合との申合せとか合意しているでしょう。そうしたやり方を分かっていない組合の人がやって問題になっているのでは。</p>
伊瀬委員	<p>泉佐野も春木や岸和田に迷惑をかけていると思います。</p>
岡 委員	<p>他の海域には行かず、自分の前でやってるだけではないのか。</p>

伊瀬委員	いや、春木や岸和田の方にも行ってます。個人単位に注意してくれといわれるが。組合単位ではない。
奥 委員	阪南2区の方にも行っています。
今井会長	網の上に載せて迷惑をかけなければいいのですが。
津本委員	これはみんなに波及すること。誰かが海上保安庁に捕まると、次々に捕まえるようになる。漁業がやりにくくなる。
岡 委員	うちの小職は園（浅い岩礁域）の中でやっているのですが、問題ないが、他の海域に出ていくと問題になる。
伊瀬委員	地先水面がないとはいえ、春木や岸和田の港の前に入れるなら少しは遠慮してやる必要がある。自分の上に載せられたら、自分のロープを切ってかわす気遣いが必要だといっても聞いてくれない。かなりの数をしている。
岡 委員	あなごかご同士でも載せ合いがあると、自分のロープを切って繋ぐという暗黙の了解があるので、問題にならない。
今井会長	迷惑をかけないようにするルールがあればいいのですが。
奥 委員	自由漁業は曖昧で、許可漁業でまともにやっているものがアホをみることがある。
岡 委員	刺網も一緒に、やりっぱなしにされるとトラブルになる。
津本委員	時間制限の中でする巾着などは刺網があると邪魔になり、漁業に支障が出る。事務局で言っているように、昨年のように委員会指示を出して様子を見るのか。 組合長にしっかりしてくれと言いたい。堺なら組合長から全員に注意して絶対許さない。各組合はしっかりやってくれてるのかな。
岡 委員	組合員が何をしているのかを組合が把握しておいてもらわない

	と困る。他から電話がかかってきても、だれが何をしているか分からなければ、何のことか分からん。
津本委員	自由漁業といっても漁協があつてのことなので、漁協をないがしろにして勝手にされると、みんなに迷惑がかかる。
鍋島専門委員	あなごかご漁は午後3時から10時までなので、この時間にさかなかごを入れたり揚げたりしないでくれという注意書きや指示はどうか。さかなかごを揚げたり、設置したりするのは午前中または午後3時までにするにすれば、問題ないのでは。
津本委員	さかなかごに部会はないからね。
常松委員	写真の7番はたこかごとと思うが、タコは昼間にかごに入るので、置きっぱなし。
伊瀬委員	どれだけ積んでいるのかわからない。
岡 委員	使用個数は決まっていないのか。
津本委員	部会がないので規制がない。
岡 委員	アナゴやったら数は決まっているが、決まってないのか。
伊瀬委員	たこかごは幾つ入っているのかわからない。たこかごは1,000個近く入っているだろう。岡委員のところにも迷惑をかけていると思います。
田中委員	自由漁業の概念について、規制がないのが問題だ。
伊瀬委員	組合に抗議してくれればいいのだが、個人に注意してくれと言われるとやりにくい。
今井会長	喧嘩にならないといいのですが。
津本委員	注意すると注意する人が嫌な思いをする。誰が言ってるのかとい

	うことになり、やりにくい。組合長会議などで考えてくれるといいのだが。
岡 委員	誰が何個持っていて、どこで何個行っているのかを組合で知っておいてもらいたい。
今井会長	実態把握する努力をしてくださいということですかね。
田中委員	自由漁業としても数とかを規制ができないのですか。
今井会長	自由漁業は規制しない方がいいかと。
岡 委員	でも、どこかで縛りをつけんと。
水産課 (久保補佐)	現状は、委員会指示という形で資源保護に配慮した数となるように努めましょうというもの。
岡 委員	一人で1,000個も入れると、自主規制でいくと、巾着やバッチ、底びき網なども困ってくる。
今井会長	組合で誰がどこで何個入れているかは把握してほしいと考える。それがやれば、でたらめなことはできないのでは。
奥 委員	昨年の調査で誰が園から出ているかなどは解っているのでは。個人的に指導はできるのでは。何をやっているかの聞き取りデータはあるのでは。
鍋島専門委員	対応してくれた人の職種とか人数は記録しています。
今井会長	できれば、どこでやっているかとかも分かればいい。
奥 委員	実態調査で分かっているように、深日は園の中だけです。
樋口委員	南部域は特に横方向は入れ合いがなかなかうるさいが、沖側は入合いがあったりするんですけど。

田中委員	<p>中部・北部は地先がないので、入会いについては悠長にやるので、トラブルになりやすい。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>奥委員のご指摘について、昨年は奥の方まで調査し、いろいろなことが解りました。昨年のご審議を踏まえて、今年は南部を中心に7月中旬に調査しました。今年、北部でのかご問題が新たに出てきました。</p> <p>来年は改めて北部・中部にきちんと調査に入り、実態把握をし、ご審議いただくことにしたい。今年度は従来の委員会指示を出していただき、周知に努めることとしたいと思います。各組合の調査をするようにして、情報を提供できるように来年の調査に向けていきます。</p>
鍋島専門委員	<p>昨年は各組合でかご網をしている方に話を聞きましたが、1人で1,000個もしている方は来ておらず、話は聞いていませんでした。</p>
伊瀬委員	<p>自由漁業ですから、だんだんと数が増えてくる。</p>
田中委員	<p>他の漁業をしながらの自由漁業だからだんだん数が増えてくる。まったく許可のない人がしているわけではなく、自由漁業のかご網だけをするわけではないのでは。</p>
常松委員	<p>いくら自由漁業でもちょっとは考えてくれないといけない。遠慮しろと言いたい。</p>
津本委員	<p>地先が無くても港の前を網でふさがれると、気分が悪い。</p>
岡 委員	<p>よその海域に入れば、その漁師とトラブルも起きるわな。</p>
今井会長	<p>言える範囲では、他の漁業者に迷惑をかけないようにやってくださいというくらいですよ。</p>
岡 委員	<p>あなごかごと同じで数が増えてくれば、かごの数とかを決めるとか、どこかで縛りをつけることも検討していくことが必要かもしれない。</p>

水産課 (久保補佐)	<p>組合を通してかご網漁業者に聞き取りをしていますが、組合も実情をしっかりと把握していないところがある。我々も調査方法を考えて、改めて来年は丁寧な調査をする必要があります。</p> <p>その上で結果を報告させていただき、かご数などの規制が必要であれば、その段階では指示の範囲を超えるので、許可制への移行を審議いただくことになります。</p>
今井会長	<p>指示を出して緩くやっている段階で、問題がある組合に、揉めない程度に改善を呼びかけ、水面下の努力をしてもらうほうがいい。</p> <p>委員会は締めるばかりのことはするのよくないので、ご勘案していただくようにしていただきたい。じわじわと水面下でやっていただきたい。</p>
岡 委員	<p>漁業者には魚を獲らせてやらないといけない。しかし、みんなが獲れる様にしないといけない。一人だけ獲ったらよくない。</p>
田中委員	<p>あまり大規模にされたら、それは自由漁業じゃないやろうということになる。</p>
岡 委員	<p>船びき網、底びき網、刺網、あなごかごなどは部会があるから規制やルールがあるけど、さかなかごは部会がないから個人でやりたい放題になるのだろう。</p>
今井会長	<p>かご網漁業については今年度も委員会指示を継続し、それでも問題がある場合は次の段階に進めるという形で検討するというところでよろしいか。</p>
今井会長	<p>それでは、かご漁業については、秩序を維持するため、今年も委員会指示を継続して発出することとし、今後、問題が続くようであれば改めて検討していくということでもよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
今井会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の本題である委員会指示について内容の審議をお願いしたいと思います。</p>

	<p>現在発動中の委員会指示の期間が、今月末に満了することを受けて、本委員会指示を引き続き出すかどうかと言う事ですが、さかなかご漁業の委員会指示について、水産課として意見や希望はありますか。</p>
水産課 (久保補佐)	<p>今年度はこれまでどおりの委員会指示を継続して発出していただきたいと思います。使用するかご網の大きさや操業区域等については、漁業者にご理解いただけているものと考えております。</p> <p>水産課としては、漁業秩序を維持するために、今年はこれまでと同様の内容の委員会指示の継続をお願いしたいと考えております。</p>
会長	<p>水産課としては、漁業秩序を維持するために、これまでと同様の内容で指示を継続してほしいということですが、皆さんいかがでしょうか。</p>
各委員	(質疑なし)
会長	<p>特にご意見等なければ、さかなかご漁業の取扱いについて、委員会指示を継続するという事でよろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)
会長	<p>それでは、引き続き指示を発出することに決定します。指示案文等の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局 (大道書記長)	<p>委員会資料2-2をご覧ください。</p> <p>こちらを、海区委員会からの指示案文とさせていただきたいと考えております。内容については、日付を変更している以外は昨年度と同様です。漁具の制限として1m以内、操業場所は各漁協の沿岸部の共同漁業権内とし、それ以外は隣接漁協との合意に基づく場所としています。</p> <p>次に、委員会資料2-3をご覧ください。</p> <p>こちらは、海区委員会から漁業者へ周知させていただく案文です。こちらについては、一部文言を修正させていただいたところがありますが、留意点等は昨年度と同様です。</p> <p>目合いは10節以上、かご数は資源保護に配慮した数、操業に当</p>

	<p>たって他業種の操業を妨げないように話し合い、自主調整に努めましょうとしています。</p> <p>こちらに、委員会資料2-4の大阪府公報に登載する委員会指示の内容の資料を付けて、各漁協に漁業者への周知をお願いする予定です。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
会 長	何かご質問等ありますでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	<p>特にご質問等が無いようですので、議題2については、これまでとします。</p> <p>全ての議題を終えましたが、他に、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
各委員	(意見・質疑等なし)
今井会長	特に質問等がないようですので、事務局から連絡事項等はありませんか。
大道書記長	手元にデジタル水産業戦略拠点についての資料をお配りしています。これについて岡委員、田中委員からご説明をお願いします。
岡 委員	これは国からデジタル水産業戦略拠点を全国で3か所募集するという事で、泉州広域再生委員会事務局を通して相談があり、これに応募することしました。大阪として大変やと思うがやってくれと指示を出して応募し当選した。
田中委員	<p>デジタル水産業戦略拠点は全国で3か所選定され、沖合関係は宮城県気仙沼、近海の沿岸として大阪府、深海寄りの海域として山口県が選定されました。</p> <p>今年度に何をするかを出して、選ばれたら将来に向けていろいろやれるのではないかと思います。次年度からは実施計画になり、2年で何らかの結果を出すことを指示されています。</p> <p>いろいろ考えていて、海のBOD、COD、海流等のデータに加え、計</p>

	<p>漁獲量等も様々な計測技術を駆使してデータ化を進めていきたいという希望があります。また、生産者から消費者に向けてデータを配信できるようにし、大阪の魚の付加価値を高めて、直接的に販売できるシステムを最終的に作りたいという希望があります。</p> <p>様々な機関が協力してくれるということを知っており、漁連や水産課も含めて、機器メーカーなどにも参画の声かけをしています。</p> <p>こうしたデジタルデータを使って漁業の近代化、そして漁業における無駄な動きをなくすことで、よりよい漁業をしていきたい。こうしたデータを取ってはどうかなどの意見があれば言ってほしい。今年中に何をしていくか決めないといけないので、作業等でご協力をお願いすることになる。その時は、よろしくお願いします。</p> <p>10年後には全国に徐々に広げていくようです。</p>
<p>今井会長</p>	<p>大変結構な計画ですね。面白いと思います。モデルというか、やり方について先鞭をつけていく切り込み隊ですね。</p> <p>大学の専門家もついてくれるようです。森さんから情報が少し入っています。</p>
<p>多田委員</p>	<p>データは全部自動で入力されていくのですか。</p>
<p>田中委員</p>	<p>データをどのように取っていくかが重要。計測機器などの費用も含めて積算していかないといけない。整理してできそうなものは、その予算を国が付けてくれると思います。実施はその次の年度からになります。皆さんの協力をお願いしないとけないと思います。</p>
<p>今井会長</p>	<p>非常に前向きでよい話ですので、頑張ってもらいたいと思います。事務局から他に意見等はありませんでしょうか。</p>
<p>事務局 (大道書記長)</p>	<p>次回の開催日については、10月19日(木曜日)から25日(水曜日)の間で考えています。皆様のご都合はいかがでしょうか。</p> <p>【各委員の日程確認】</p> <p>それでは、10月24日(火曜日)に開催いたしますので、次回もよろしくお願いします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>

今井会長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。

議事録署名人

会長

委員

委員